

# 金融商品の販売等に関する法律施行令等の一部を改正する政令新旧対照表

## 目次

### 本則

一 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）	1
二 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）	1
三 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）	1
四 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）	1
五 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）	1
六 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	1
七 印紙税法施行令（昭和四十二年政令第一百八号）	1
八 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）	1
九 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）	1
十 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	1
十一 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）	1
十二 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	1
十三 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	1
十四 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第一百八十一号）	1
十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）	1
十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）	1
十七 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）	1

十八	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	89
十九	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）	97
二十	確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）	104
二十一	農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）	109
二十二	個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）	111
二十三	信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）	112
二十四	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）	113
二十五	消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）	114
二十六	株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）	115
二十七	不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）	117
二十八	無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）	118
二十九	資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）	119
三十	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）	120
三十一	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第一百五十五号）	121
三十二	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）	122
三十三	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）	123
三十四	刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）	124
三十五	特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）	125
三十六	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）	126
三十七	金融庁設置法第四条第一項第三号ケに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）	127
		128
		129
		130
		131
		132
		133
		134
		135
		136
		137

一 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）

改 正 案

金融サービスの提供に関する法律施行令

（新設）

現 行

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 金融商品の販売等（第二条—第十四条）

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則（第十五条—第二十九条）

第二節 業務（第三十条—第三十八条）

第三節 認定金融サービス仲介業協会（第三十九条）

第四節 指定紛争解決機関（第四十条—第四十二条）

第五節 雜則（第四十三条—第四十八条）

第四章 犯則事件の調査等（第四十九条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ

（新設）

（新設）

「取引」とは、それぞれ金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号。以下「法」という。）第二条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

## 第二章 金融商品の販売等

（定義）

第二条 この章において「金融商品の販売」、「金融商品の販売等」、「金融商品販売業者等」又は「勧誘方針」とは、それぞれ法第三条又は第十条第一項に規定する金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等又は勧誘方針をいう。

## （新設）

（定義）

第一条 この政令において「金融商品の販売」、「金融商品の販売等」、「金融商品販売業者等」、「顧客」又は「勧誘方針」とは、それぞれ金融商品の販売等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第四項まで又は第九条第一項に規定する金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等の顧客又は勧誘方針をいう。

（金銭の信託の要件）

第三条 法第三条第一項第三号に規定する政令で定める要件は、信託財産の運用方法が特定されていないこととする。

（保険又は共済に係る契約）

第四条 法第三条第一項第四号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる法律の規定により締結される保険又は共済に係る契

（金銭の信託の要件）

第二条 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める要件は、信託財産の運用方法が特定されていないこととする。

（保険又は共済に係る契約）

第三条 法第二条第一項第四号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる法律の規定により締結される保険又は共済に係る契

約に該当しない保険又は共済に係る契約とする。

一〇二十八 （略）

（差金の授受を約する取引）

**第五条** 法第三条第一項第十号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（次条第一号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。

（金融商品の販売となる行為）

**第六条** 法第三条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・一 （略）

（金銭相当物の範囲）

**第七条** 法第四条第三項に規定する政令で定める金銭以外の財産は、次に掲げる財産とする。

約に該当しない保険又は共済に係る契約とする。

一〇二十八 （略）

（差金の授受を約する取引）

**第四条** 法第二条第一項第十号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（次条第二号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。

（金融商品の販売となる行為）

**第五条** 法第二条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 （略）

（金銭相当物の範囲）

**第六条** 法第三条第三項に規定する政令で定める金銭以外の財産は、次に掲げる財産とする。

一 (略)

二 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第九条において同じ。）であつて、前号に掲げるものに該当するもの以外のもの

（当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる行為）

第八条 法第四条第四項第一号に規定する政令で定める行為は、第六条第二号に掲げる行為とする。

（保証金相当物の範囲）

第九条 法第四条第四項第一号に規定する政令で定める金額以外の財産は、暗号資産とする。

（金融商品の販売に係る取引の仕組み）

第十条 法第四条第五項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第六条第一号に掲げる行為にあつては、同号に規定する信託契約の内容

二 第六条第二号に掲げる行為にあつては、同号に規定する金融等デリバティブ取引の仕組み

一 (略)

二 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第八条において同じ。）であつて、前号に掲げるものに該当するもの以外のもの

（当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる行為）

第七条 法第三条第四項第一号に規定する政令で定める行為は、第五条第二号に掲げる行為とする。

（保証金相当物の範囲）

第八条 法第三条第四項第一号に規定する政令で定める金額以外の財産は、暗号資産とする。

（金融商品の販売に係る取引の仕組み）

第九条 法第三条第五項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第五条第一号に掲げる行為にあつては、同号に規定する信託契約の内容

二 第五条第二号に掲げる行為にあつては、同号に規定する金融等デリバティブ取引の仕組み

(重要事項について説明をすることを要しない者から除かれる者)

**第十一條** 法第四条第六項ただし書に規定する政令で定める者は、金融商品の販売が行われる場合において顧客の行う行為を代理する者とする。

(特定顧客)

**第十二条** 法第四条第七項第一号に規定する政令で定める者は、金融商品販売業者等又は金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家(次項において「特定投資家」という。)とする。

2 前項の「特定投資家」には、金融商品の販売等に係る契約が金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号(同法第三十四条の四第六項(銀行法等の規定において準用する場合を含む。)に規定する対象契約に該当する場合にあっては、当該金融商品の販売等に関する規定において準用する場合を含む。)に規定する対象契約に該当する場合にあっては、当該金融商品の販売等の規定において準用する場合を含む。)及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項(銀行法等の規定において準用する場合を含む。)の規定により当該対象契約において準用する場合を含む。)のみなされる者を含み、金融商品の販売等に係る契約が同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により当該対象契約において準用する場合を含む。)

(重要事項について説明をすることを要しない者から除かれる者)

**第十一条** 法第三条第六項ただし書に規定する政令で定める者は、金融商品の販売が行われる場合において顧客の行う行為を代理する者とする。

(特定顧客)

**第十二条** 法第三条第七項第一号に規定する政令で定める者は、金融商品販売業者等又は金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家(以下「特定投資家」という。)とする。

2 前項の「特定投資家」には、法第三条第一項に規定する金融商品の販売等(以下「金融商品の販売等」という。)に係る契約が金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号(同法第三十四条の四第六項(銀行法等の規定において準用する場合を含む。)に規定する対象契約に該当する場合にあっては、当該金融商品の販売等の規定において準用する場合を含む。)及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。)に規定する対象契約に該当する場合にあっては、当該金融商品の販売等の規定において準用する場合を含む。)及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項(銀行法等の規定において準用する場合を含む。)の規定により当該対象契約において準用する場合を含む。)及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。)又は同法第三十四条の三第六項(同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)の規定により当該対象契約において準用する場合を含む。)

三十四条の二第二項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）に規定する対象契約に該当する場合にあつては、当該金融商品の販売等に関する場合は同条第五項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）又は第八項の規定により当該対象契約に関して特定投資家以外の顧客とみなされる者を含まないものとする。

3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。

一 法第三十一条第二項

二 (十四) (略)

資家とみなされる者を含み、金融商品の販売等に係る契約が同法第三十四条の二第二項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）に規定する対象契約に該当する場合にあつては、当該金融商品の販売等に関する場合は同条第五項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）又は第八項の規定により当該対象契約に関して特定投資家以外の顧客とみなされる者を含まないものとする。

3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。

(新設)

一 (十三) (略)

(勧誘方針の策定を要しない者)

第十三条 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けない法人を除く。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

(勧誘方針の策定を要しない者)

第十二条 法第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けない法人を除く。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

(勧誘方針の公表の方法)

第十四条 法第十条第三項に規定する政令で定める方法は、金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等

(勧誘方針の公表の方法)

第十三条 法第九条第三項に規定する政令で定める方法は、金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等

が個人である場合にあっては、住所。第一号において同じ。)において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一・二 (略)

第三章 金融サービス仲介業

第一節 総則

(定義)

第十五条 この章において「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融服务仲介業協会」又は「金融サービス仲介業務」とは、それぞれ法第十一項から第八項までに規定する金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融服务仲介業協会又は金融サービス仲介業務をいう。

(預金等媒介業務を行う者から除かれる者)

第十六条 法第十二条第二項に規定する政令で定める者は、次に

が個人である場合にあっては、住所。第一号において同じ。)において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

掲げる者とする。

- 一 農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者
- 二 農業協同組合法第九十二条の三第三項の規定による届出をして同法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業を行う同法第九十二条の三第一項に規定する銀行等
- 三 水産業協同組合法第百六条第三項に規定する特定信用事業代理業者
- 四 水産業協同組合法第百七条第三項の規定による届出をして同法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業を行う同法第百七条第一項に規定する銀行等
- 五 協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者
- 六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業を行う同法第六条の四に規定する信用組合等
- 七 信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者
- 八 信用金庫法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十ー第三項の規定による届出をして信

用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業を行いう同法第八十五条の三に規定する金庫等

九 長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者

十 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業を営む同法第十六条の七に規定する長期信用銀行等

十一 労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者

十二 労働金庫法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業を行いう同法第八十九条の四に規定する金庫等

十三 銀行法第五十二条の六十一第三項の規定による届出をして同法第二条第十四項に規定する銀行代理業を営む同法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等

十四 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

十五 農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中

中央金庫代理業者

十六 農林中央金庫法第九十五条の三第三項の規定による届出をして同法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業を営む同法第九十五条の三第一項に規定する銀行等

十七 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介（他の法律（資金業法（昭和五十八年法律第三十二号）を除く。）の規定に基づき業として行うもの及び同法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものに限る。）を行う者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者及び前各号に掲げる者を除く。）

（顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする預金等の受入れを内容とする契約等）

第十七条 法第十一条第二項第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一 法第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定預金等契約（国民の日常生活において利用される取引に係るものとして内閣府令で定めるものを除く。）

二 払戻しについて期限の定めがある預金等で譲渡禁止の特約のないものの受入れを内容とする契約

法第十一条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、次

（新設）

に掲げる契約とする。

- 一 個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。第二十条第一号において同じ。）である顧客との間の資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約のうち、当該顧客によりあらかじめ定められた条件に従つた返済が行われることを条件として、当該顧客の請求に応じ、極度額の限度内において資金の貸付け又は手形の割引を行うことを約するもの（国民の日常生活において利用される取引に係るものとして内閣府令で定めるものを除く。）
- 二 前号に掲げる契約に基づく資金の貸付け又は手形の割引に係る契約

（顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする保険契約）

第十八条 法第十一條第三項に規定する政令で定めるものは、次

に掲げる保険契約とする。

- 一 保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約
- 二 不動産及び動産を主たる保険の目的とし、主として火災によつて生ずる損害を填補することを約する保険契約（専ら動産を保険の目的とするものを除く。）
- 三 再保険契約
- 四 法人その他の団体又は個人（事業として又は事業のために保険契約者となる場合におけるものに限る。）を保険契約者

（新設）

とする保険契約

五 団体保険（団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険をいう。）に係る保険契約（保険契約者等（法第十七条第一項に規定する保険契約者等をいう。第七号イにおいて同じ。）の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

六 保険料の計算の基礎となる係数その他の事項について、顧客に対して必要な情報が適切に提供されることが特に必要なものとして内閣府令で定める保険契約

七 前各号に掲げる保険契約以外の保険契約で次のいずれかに該当するもの

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる保険に係る保険契約（保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）であつて、一の保険契約者に係る一の被保険者につきそれぞれ当該(1)から(3)までに定める金額を超える保険金の支払又は損害の填補を約するもの

(1) 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険 千万円

(2) 保険業法第三条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険 六百万円

(3) 保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険 二千万円

ロ 保険期間が被保険者の終身である保険に係る保険契約

（顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする有価証券の売買等）

第十九条 法第十一條第四項第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる売買とする。

一 有価証券（次に掲げる有価証券を除く。）の売買

イ 金融商品取引法第二條第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）のうち、次のいずれにも該当するもの

(1) その取得勧誘（金融商品取引法第二條第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）が同項第一号に掲げる場合に該当するもの又はその売付け勧誘等（同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。）が同条第四項第一号に掲げる場合に該当するもの

(2) 償還の方法、期限その他の条件が内閣府令で定める要件に該当するもの

ロ 金融商品取引法第二條第一項第六号、第七号又は第九号に掲げる有価証券（新株予約権証券を除く。）のうち、同条第十六項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似する取引所で外国に所在するもの（以下この号において「金融商品取引所等」という。）に上場されているもの（内

（新設）

閣府令で定めるものを除く。) 又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの

ハ 金融商品取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券のうち、次のいずれにも該当するもの

(1) 次のいずれかに該当するもの

(i) その取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するもの又はその売付け勧誘等が同条第四項第一号に掲げる場合に該当するもの

(ii) 金融商品取引所等に上場されているもの(内閣府令で定めるものを除く。)又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの

(2) 有価証券(イからリまで(イ)(1)、ハ)(1)、ニ)(1)及びホ)(1)

に係る部分を除く。)に掲げる有価証券を除く。ニ)(2)及びヘ)(2)において同じ。)又はデリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この項において同じ。)(これに類するものとして内閣府令で定める取引を含む。ニ)(2)及びヘ)(2)において同じ。)に係る権利を信託財産とするもの(内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。)でないもの

二 金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券  
(投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二

十六年法律第百九十八号）第二条第十五項に規定する投資証券をいう。ニにおいて同じ。）又は外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。ホにおいて同じ。）で投資証券に類する証券に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

(1) 次のいずれかに該当するもの

(i) その取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するもの又はその売付け勧誘等が同条第四項第一号に掲げる場合に該当するもの

(ii) 金融商品取引所等に上場されているもの（内閣府令で定めるものを除く。）又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの

(2) 有価証券又はデリバティブ取引に係る権利を投資の対象とする資産とするもの（内閣府令で定める目的により投資の対象とする資産とするものを除く。）でないもの  
ホ 金融商品取引法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券（投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債券をいう。ホにおいて同じ。）又は外国投資証券で投資法人債券に類する証券に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

(1) その取得勧誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に

掲げる場合に該当するもの又はその売付け勧誘等が同条

第四項第一号に掲げる場合に該当するもの

(2) 償還の方法、期限その他の条件が内閣府令で定める要件に該当するもの

～金融商品取引法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうち、次のいずれにも該当するもの

(1) 金融商品取引所等に上場されているもの（内閣府令で定めるものを除く。）又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの

(2) 主として特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）を信託財産とするもののうち、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利を信託財産とするもの（内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。）でないもの

ト 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ、ロ又はヘに掲げる有価証券の性質を有するもの  
チ 金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからトまでに掲げる有価証券に係る権利を表示するもののうち、金融商品取引所等に上場されているもの（内閣府令で定めるものを除く。）又は金融商品取引所等が売買のため上場することを承認したもの

リ イからチまでに掲げる有価証券に表示されるべき権利で

あつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二

前号イからリまでに掲げる有価証券の売買のうち、デリバティブ取引、信用取引（法第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号に規定する相手方金融機関であつて、金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三十条第一項において同じ。）である者が顧客に信用を供与して行うものをいう。）その他内閣府令で定める取引に該当するもの

2

法第十一条第四項第二号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一

前項各号に掲げる有価証券の売買

二

市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引

3

法第十一条第四項第三号に規定する政令で定めるものは、有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。）の取扱い（第一項第一号イからリまでに掲げる有価証券に係るものをお除く。）又是有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引法第二条第六項に規定する特定投資

家向け売付け勧誘等をいう。)の取扱いとする。

4 法第十一條第四項第四号に規定する政令で定める投資顧問契約は、金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約(有価証券の価値等(同号イに規定する有価証券の価値等をいい、第一項第一号イからリまでに掲げる有価証券に係るものを除く。)又は金融商品の価値等(同条第八項第十一号ロに規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断(同号ロに規定する投資判断をいい、前三項に該当しない取引及び取扱いに係るものを除く。次項において同じ。)に関し助言を行うものに限る。)とする。

5 法第十一條第四項第四号に規定する政令で定める投資一任契約は、金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約(投資判断に基づき投資を行うものに限る。)とする。

(顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約)

第二十条 法第十一條第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一個人である顧客との間の資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約のうち、当該顧客によりあらかじめ定められた条件に従つた返済が行われることを条件として、当該顧客の

(新設)

請求に応じ、極度額の限度内において資金の貸付け又は手形の割引を行うことを約するもの

- 二 前号に掲げる契約に基づく資金の貸付け又は手形の割引に係る契約

(登録の基準となる法律)

第二十一条 法第十五条第一号ワに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）
- 二 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）
- 三 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）
- 四 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）
- 五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）
- 六 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十一年法律第四十三号）
- 七 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）
- 八 種苗法（平成十年法律第八十三号）
- 九 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）
- 十 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第一百二十九号）
- 十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八

(新設)

年法律第四十八号)

十二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)

十三 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)

十四 破産法(平成十六年法律第七十五号)

十五 会社法(平成十七年法律第八十六号)

十六 資金決済に関する法律

(法第十五条第六号に規定する政令で定める者)

第二十二条 法第十五条第六号(法第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 無尽会社

二 農業協同組合等(農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。第二十五条第一項第一号において同じ。)

三 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

四 金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同法第二条第十一項に規定する登録金融機関の役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。)及び使用人

五 漁業協同組合等(水産業協同組合法第十二条第一項第四号)

(新設)

の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。第二十五条第一項第二号において同じ。）

六 信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第二十五条第一項第三号において同じ。）

七 信用金庫及び信用金庫連合会

八 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。第二十五条第一項第五号において同じ。）

九 労働金庫及び労働金庫連合会

十 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。第二十七条において同じ。）

十一 農林中央金庫

十二 株式会社商工組合中央金庫

十三 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融庁長官の指定するもの

（法第十五条第七号に規定する政令で定める使用人）

第二十三条 法第十五条第七号（法第十六条第二項において読み

（新設）

替えて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める使用者は、資金業貸付媒介業務に関し営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものとする。

(内閣総理大臣に届け出なければならない者)

第二十四条 法第十六条第三項第八号イに規定する政令で定める者は、第十六条第一号から第十六号までに掲げる者とする。

(保険媒介業務を行うことができる者等)

第二十五条 法第十七条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 農業協同組合等
- 二 漁業協同組合等
- 三 信用協同組合及び協同組合連合会
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 長期信用銀行
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 農林中央金庫
- 八 株式会社商工組合中央金庫

2 法第十七条第一項に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 農業協同組合法

(新設)

二	水産業協同組合法
三	中小企業等協同組合法
四	信用金庫法
五	長期信用銀行法
六	労働金庫法
七	農林中央金庫法
八	株式会社商工組合中央金庫法

(保証金の額)

第二十六条 法第二十二条第二項の政令で定める額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 事業開始の日から最初の事業年度の終了の日後三月を経過するまでの間 千万円

二 各事業年度（最初の事業年度を除く。）の開始の日以後三月を経過した日（次条第一号及び第二十九条第一項第三号において「改定日」という。）から当該各事業年度終了の日後三月を経過するまでの間 千万円に当該各事業年度の前事業年度の年間受領手数料（一事業年度において金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額をいう。）に百分の五を乗じた額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を加えた額

（新設）

(保証金の全部又は一部に代わる契約)

第二十七条 金融サービス仲介業者は、法第二十二条第三項の契約を締結する場合には、銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。第三十条第一項において同じ。）、保険会社（保険業法第二百十九条第一項の免許を受けた同項に規定する特定法人の同項に規定する引受社員を含む。）その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該金融サービス仲介業者のために法第二十二条第四項の規定による内閣総理大臣の命令（以下この号において単に「命令」という。）に係る額の供託金が遅滞なく供託されるものであること。

イ 当該金融サービス仲介業者の業務開始の日又は改定日からこれらの日後の最初の改定日の前日までの間に命令を受けた場合

ロ 当該金融サービス仲介業者がイに規定する最初の改定日に係る法第二十二条第一項の保証金につき当該最初の改定日以後においても供託（同条第三項の契約の締結を含む。）をしていない場合において、当該契約の相手方が命令を受けたとき。

(新設)

二 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

(権利の実行の手続)

**第二十八条 法第二十二条第六項の権利**（以下この条において単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、法第二十二条第一項、第四項又は第八項の規定により供託された保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を前項の申立てをした者（次項及び第四項において「申立人」という。）及び当該保証金に係る金融サービス仲介業者（当該金融サービス仲介業者が同条第三項の契約を締結している場合には、当該契約の相手方を含む。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

3 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、権利の実行の手続の進行は、妨げられない。

4 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利

(新設)

の調査をしなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、当該期間内に権利の申出をした者及び当該金融サービス仲介業者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えるなければならない。

5 | 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該金融サービス仲介業者に通知しなければならない。

6 | 金融庁長官は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、配当表に従い配当を実施する。

7 | 金融庁長官は、金融サービス仲介業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないときは、第二項、第四項及び第五項の規定による金融サービス仲介業者への通知をすることが要しない。

8 | 金融庁長官は、法第二十二条第九項の規定により有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

(保証金の一部に代わる金融サービス仲介業者賠償責任保険契約)

第二十九条 金融サービス仲介業者は、法第二十三条第一項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結する場合

には、保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社（同条第十九項に規定する外国損害保険会社等及び同法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の同条第一項に規定する引受社員を含む。）その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

- 一 金融サービス仲介業者に金融サービス仲介業務に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合において、当該損害のうち一定の事由によるものを当該金融サービス仲介業者が賠償することにより生ずる損失（次号において「一定の事由による損失」という。）が填補されるものであること。
- 二 一定の事由による損失の額が一定の金額を超える場合に限りその超える部分の額につき損失が填補されるものである場合には、当該一定の金額が、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等（法第二十二条第二項に規定する顧客等をいう。第五号及び第四十五条において同じ。）の保護を考慮して金融庁長官の定める額以下であること。
- 三 当該金融サービス仲介業者の業務開始の日又は改定日から一年以上の期間にわたって有効な契約であること。
- 四 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又

（新設）

は契約の内容を変更することができないものであること。

五 その他顧客等の保護のため必要なものとして金融庁長官の定める要件

2) 前項の金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結した金融サービス仲介業者が法第二十二条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。

## 第二節 業務

(金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者)

(新設)

(新設)

第三十条 法第二十七条に規定する政令で定める者は、銀行、金融商品取引業者（有価証券等管理業務（金融商品取引法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。）を行う者に限る。）その他内閣府令で定める者であつて、次に掲げるものとする。

- 一 当該金融サービス仲介業者（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）
- 二 当該金融サービス仲介業者（法人である者に限る。次号及び第四号において同じ。）の役員（法第十三条第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務

を行うべき者を含む。）又は使用人

三 当該金融サービス仲介業者の親法人等又は子法人等

四 当該金融サービス仲介業者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項第四号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する個人（同号において「特定個人株主」という。）（第二号に掲げる者を除く。）

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

2| 前項第三号の「親法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一 その親会社等

二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四 その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下

この号において「会社等」という。）

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

3 第一項第三号の「子法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一 その子会社等

二 その関連会社等

4 この条において「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

5 第二項第三号及び第四号イ並びに第三項第二号の「関連会社

等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員（法第三条第一項第二号に規定する役員をいう。第三十九条第一項第三号において同じ。）若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

6 第一項第四号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に關し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する銀行法の規定の読み替え）

第三十一条 法第二十九条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第五十二条の四十 五第三号	者（次号において いう。） 〔密接関係者〕と	者

（新設）

う。）	の關係のある者をい 閣府令で定める特殊	相手方金融機関と内	特定関係者（第十三 条の二に規定する特 定関係者その他当該	相手方をいう。）の 内容とする契約の 割引又は為替取引 を内容とする契約の 貸付け若しくは手形 等の受入れ、資金の 顧客が締結する預金 金等媒介業務により 仲介業者が行う同条 第二項に規定する預 定する金融サービス 第六項（定義）に規 に関する法律第十一條 融サービスの提供に	相手方金融機関（金 融サービスの提供に
-----	------------------------	-----------	-------------------------------------	---	------------------------

(有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する金融商品取引法の規定の読み替え)

第三十二条 法第三十一条第一項の規定による技術的読み替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える金融商 品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の十四 第一号	に関連し	(金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務を含む。以下この号及び次号において同じ。)に関連し

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十三条 金融サービス仲介業者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に定める事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めることにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる当該各号に掲げる規定に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なけれ

(新設)

(新設)

ばならない。

- 一 法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法（以下この条から第三十五条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項
- 二 法第三十二条において準用する貸金業法（以下この節において「準用貸金業法」という。）第十六条の二第四項 同項に規定する事項
- 三 準用貸金業法第十六条の三第二項 同項に規定する事項
- 四 準用貸金業法第十七条第七項 同条第一項から第六項までに規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項
- 五 準用貸金業法第十八条第四項 同条第一項若しくは第三項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項
- 2 前項の規定による承諾を得た金融サービス仲介業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、同項各

号に定める事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。  
ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は  
この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条 金融サービス仲介業者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による書面による同意に代えて準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融サービス仲介業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に對し、準用金

(新設)

融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第三十五条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定金融サービス契約（法第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。次号及び次項第一号において同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う特定金融サービス契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。次項第一号において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(新設)

準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

- 一 顧客が行う特定金融サービス契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合には、当該おそれがある旨
- 二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

（利息とみなされない費用）

第三十六条 準用貸金業法第十二条の八第二項に規定する政令で

定めるものは、次に掲げる費用（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次条において「消費税額等相当額」という。）を含む。）とする。

一 金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付された力

（新設）

ードの再発行の手数料

二 貸金業法の規定により金銭の貸付けに関して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて同法第二条第十二項に規定する電磁的方法により債務者に提供された事項の再提供の手数料

三 口座振替の方法による弁済において、債務者が弁済期に弁済できなかつた場合に行う再度の口座振替手続に要する費用

(利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲)

第三十七条 準用貸金業法第十二条の八第二項第三号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額(消費税額等相当額を含む。)とする。

- |            |       |
|------------|-------|
| 一 一万円以下の額  | 百十円   |
| 二 一万円を超える額 | 二百二十円 |

(貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する貸金業法の規定の読み替え)

第三十八条 法第三十二条の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える貸金業 読み替えられる字 読み替える字句

(新設)

法の規定	第十二条の八第五	項	第十二条の八第六	項	第十二条の八第八	項	第十二条の八第九	項	第十六条の二第四
句	に際し	条件と	業として保証を行 う者（以下「保証 業者」という）	業として保証を行 う者（以下「保証 業者」という）	に際し	条件と	を締結しよう	を締結して	電磁的方法
の媒介に際し	条件とするものの締 結の媒介を	保証業者（金融サー ビスの提供に関する 法律第三十五条第二 項に規定する保証業 者をいう。第八項及 び第九項において同 じ）	の媒介に際し	の締結の媒介をしよ う	の締結の媒介をして	の締結の媒介をして	電磁的方法（電子情 報処理組織を使用す る方法、その他の情報 通信の技術を利用して る方法であつて内閣	電磁的方法（電子情 報処理組織を使用す る方法、その他の情報 通信の技術を利用して る方法であつて内閣	

府令で定めるものを いう。次条第二項、
第十七条第七項及び
第十八条第四項にお いて同じ。)

### 第三節 認定金融サービス仲介業協会

第三十九条 法第四十条の規定による認定の申請は、次に掲げる

事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
  - 二 事務所の所在地
  - 三 役員の氏名
  - 四 会員（法第四十条第一号に規定する会員をいう。第四十四条第二項において同じ。）の商号、名称又は氏名
- 2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（新設）

（新設）

### 第四節 指定紛争解決機関

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による

指定)

第四十条 法第五十一条第一項第二号及び第四号ニ、第五十五条並びに第七十二条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一 金融商品取引法第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 第四十二条各号に掲げる指定

(異議を述べた金融サービス仲介業者の数の金融サービス仲介業者の総数に占める割合)

第四十一条 法第五十一条第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(指定紛争解決機関に係る名称等の使用制限の適用除外)

第四十二条 法第六十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第一百十八条第一項の規定による指定

(新設)

(新設)

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による  
指定

- 六 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
- 八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
- 九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 十 貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十二 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十三 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十四 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指  
定

第五節 雜則

(登録手数料)

第四十三条 法第七十九条第一項の規定による登録手数料の額は、外務員（法第七十五条第一項に規定する外務員をいう。第四十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

2 前項の登録手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請

(新設)

(新設)

書に、同項に規定する登録手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納めなければならない。

(証券取引等監視委員会への有価証券の売買の媒介等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第四十四条 法第八十二条第二項第一号及び第二号に規定する政令で定める規定は、法第二十五条及び第二十六条、法第三十一条第一項において読み替えて準用する金融商品取引法第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二、法第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条及び第三十七条の三（第三項を除く。）、法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四並びに同項において読み替えて準用する同法第三十七条の六（第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項を除く。）、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）、第三十九条及び第四十条の規定（法第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係るものに限る。）とする。

2 法第八十二条第二項第三号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第四十一条第四号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第四十六条の規定により定款において

(新設)

定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

- 一 法第二十五条及び第二十六条、法第三十一条第一項において読み替えて準用する金融商品取引法第六十六条の十四（第一号イ及びロ並びに第三号を除く。）及び第六十六条の十四の二、法第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条及び第三十七条の三（第三項を除く。）、法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四並びに同項において読み替えて準用する同法第三十七条の六（第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項を除く。）、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）、第三十九条及び第四十条の規定（金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に係るものに限る。次号及び次条において同じ。）の適正の確保に係るものに限る。）に違反する行為
- 二 認定金融サービス仲介業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（金融サービス仲介業の適正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（証券取引等監視委員会への有価証券の売買の媒介等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第四十五条 法第八十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下この節

（新設）

において「長官権限」という。）（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下この節において「委員会」という。）に委任された権限を除く。）のうち、法第三十五条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項の規定（金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保に係るものに限る。）並びに法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定（金融サービス仲介業の適正の確保に係るものに限る。）による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は顧客等の保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（金融サービス仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十六条 長官権限のうち次に掲げるものは、法第十三条第一項に規定する登録申請者又は金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所（以下この節において「主たる営業所等」という。）の所在地（第八号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にはあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は金融

（新設）

サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第九号及び第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十二条、第十四条第一項（法第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十六条第五項の規定による登録並びに法第十五条（法第十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否
- 二 法第十三条及び第三十四条第一項の規定による書類の受理並びに法第十六条第三項、第十八条第三項並びに第二十二条第三項、第五項及び第八項の規定による届出の受理
- 三 法第十四条第二項（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 四 法第十四条第三項（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条第五項の規定による公衆への縦覧
- 五 法第二十二条第四項及び第二十三条第二項の規定による供託の命令
- 六 法第二十二条第十項及び第二十三条第一項並びに第二十七条第二号及び第二十九条第一項第四号の規定による承認
- 七 法第二十二条第十一項の規定による指定
- 八 法第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十九条

第七項の規定による書類の受理

九 法第三十五条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め（法第八十二条第二項第一号の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十 法第三十六条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査（法第八十二条第二項第一号の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十一 法第三十七条の規定による命令

十二 法第三十八条第一項から第三項までの規定による処分

十三 法第三十八条第四項の規定による公告及び登録の取消し

十四 法第三十九条の規定による登録の抹消

十五 第二十八条第一項の規定による申立ての受理、同条第二項の規定による公示及び通知、同条第四項の規定による調査、公示、通知及び意見を述べる機会の付与、同条第五項の規定による配当表の作成、公示及び通知、同条第六項の規定による配当並びに同条第八項の規定による換価

2| 前項第九号及び第十号に掲げる権限で金融サービス仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）又は金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた

者を含む。次項並びに第四十八条第二項及び第六項において同じ。）若しくは保証業者（法第三十五条第二項に規定する保証業者をいう。次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等又は当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは当該保証業者の所在地（当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者及び当該保証業者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。第四項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3| 前項の規定により金融サービス仲介業者の検査対象営業所等（従たる営業所等又は金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者をいう。以下この項において同じ。）に対して検査等（報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査をいう。以下この節において同じ。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所等又は当該検査対象営業所等以外の検査対

象営業所等に対する検査等の必要を認めたときは、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所等又は当該検査対象営業所等以外の検査対象営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 |  
長官権限のうち次に掲げるもの（法第七十八条第一項又は第二項の規定により届出受理事務（同条第一項に規定する届出受理事務をいう。）又は登録事務（同条第一項に規定する登録事務をいう。）を認定金融サービス仲介業協会等（同条第一項に規定する認定金融サービス仲介業協会等をいう。）に行わせる場合における当該届出受理事務又は当該登録事務に係る権限を除く。）は、法第七十四条に規定する届出を行う金融サービス仲介業者又は外務員の所属する金融サービス仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該金融サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に委任する。

- 一 法第七十四条の規定による届出の受理
- 二 法第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項及び第四項の規定による書類の受理
- 三 法第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第五項の規定による登録
- 四 法第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第六項の規定による通知

五 法第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法

第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

六 法第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法

第六十四条の四の規定による届出の受理

七 法第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法

第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法

第六十四条の六の規定による登録の抹消

5| 前各項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限及び前項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

6| 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときは、同様とする。

(認定金融サービス仲介業協会等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十七条 長官権限のうち法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定による権限（法第八十二条第二項第三号及び第四号の規定並びに第四十五条の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、認定金融サービス仲

（新設）

介業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2| 前項に規定する権限で認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次条第二項及び第七項において同じ。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地（当該認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3| 前項の規定により従たる事務所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に對して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。

一 法第七十八条第五項の規定による届出の受理 当該届出に係る法第七十四条に規定する届出を行う金融サービス仲介業者又は外務員の所属する金融サービス仲介業者の主たる営業所等の所在地

二 法第七十八条第七項の規定による命令 法第七十七条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する金融サービス仲介業者の主たる営業所等の所在地

（委員会の金融サービス仲介業者等に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十八条** 長官権限のうち次に掲げるものは、金融サービス仲介業者の主たる営業所等又は認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が

（新設）

自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第八十二条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

二 第四十五条の規定により委員会に委任された法第三十五条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項の規定（金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保に係るものに限る。）並びに法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定（金融サービス仲介業の適正の確保に係るものに限る。）による権限

2| 前項各号に掲げる委員会の権限で金融サービス仲介業者従属営業所等又は協会従属事務所等（以下この項及び次項において「従属営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従属営業所等の所在地（当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者若しくは当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者又は当該認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3| 前項の規定により従属営業所等に対して検査等を行った財務

局長又は福岡財務支局長は、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所等若しくは当該認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所又は当該従属営業所等以外の従属営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所等若しくは当該認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所又は当該従属営業所等以外の従属営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定は、同項各号に掲げる委員会の権限のうち委員会の指定するものについては、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5 委員会は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

6 第二項の「金融サービス仲介業者従属営業所等」とは、金融サービス仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所その他の施設、金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者又は金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者をいう。

7 第二項の「協会従属事務所等」とは、認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は当該認定金融サービス仲介業協会から業務の委託を受けた者をいう。

第四章 犯則事件の調査等

第四十九条 法第二百二条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる罪とする。

(新設)

(新設)

一 法第八十五条第四号から第六号までの罪

二 法第八十七条第四号の罪

三 法第八十八条第三号（法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項又は法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に係る部分に限る。）、第四号又は第五号の罪（法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。）

四 法第九十一条第三号（法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に係る部分に限る。）又は第四号（法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項又は法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に係る部分に限る。）の罪（法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。）

改 正 案	現 行
（勧誘方針の策定を要しない者等）	（勧誘方針の策定を要しない者等）
<p>第三十二条 法第二百二十条の三の規定により準用する金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けない法人を除く。第三十九条第一項において同じ。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。</p> <p>2 法第二百二十条の三の規定により準用する金融サービスの提供に関する法律第十条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引業者の本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第三十二条 法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けない法人を除く。第三十九条第一項において同じ。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。</p> <p>2 法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引業者の本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

(商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する金融サービスの提供に関する法律の規定の読み替え)

第三十三条 法第二百二十条の三の規定により商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について金融サービスの提供に関する法律第十条第一項の規定を準用する場合においては、同項ただし書中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

(勧誘方針の策定を要しない者等)

第三十九条 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融サービスの提供に関する法律第十条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

2 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融サービスの提供に関する法律第十条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引仲介業者の本店等において勧誘方針を見やすいよう掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一・二 (略)

(商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する金融商品の販売等に関する法律の規定の読み替え)

第三十三条 法第二百二十条の三の規定により商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

(勧誘方針の策定を要しない者等)

第三十九条 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

2 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引仲介業者の本店等において勧誘方針を見やすいよう掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一・二 (略)

（商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について  
準用する金融サービスの提供に関する法律の規定の読み替え）

第四十条 法第二百四十条の十九の規定により商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について金融サービスの提供に関する法律第十条第一項の規定を準用する場合においては、同項ただし書中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

（商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について  
準用する金融商品の販売等に関する法律の規定の読み替え）

第四十条 法第二百四十条の十九の規定により商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

三 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

改 正 案

現 行

（人の生命又は身体を害する罪等）

第十二条 （略）

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一～三十六 （略）

（人の生命又は身体を害する罪等）

第十二条 （略）

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一～三十六 （略）

（新設）

三十七 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第八十五条第四号（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

三十八～四十八 （略）

三十七～四十七 （略）

四 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>一二〇十四 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>一一〇十三 （略）</p>

現 行	
読み替える法第 九十二条の五の 九第一項におい て準用する銀行	（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対する規定を適用する場合の読み替え）
読み替えられる字句	第四十九条の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第六十一条において同六十一条において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替えられる字句	第四十九条の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第六十一条において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替えられる字句	第四十九条の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第六十一条において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
読み替えられる字句	第四十九条の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第六十一条において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	法の規定
	(略)
	(略)
	(略)

	法の規定
	(略)
	(略)
	(略)

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～十 (略)

十一 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十二～十四 (略)

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～十 (略)

(新設)

十一～十三 (略)

六 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
<p>（有価証券の売買等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の八 法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（略）</p>	<p>（有価証券の売買等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の八 法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（略）</p>
<p>五 金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）である金融商品取引業者が有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第十六条の十一第四号において同じ。）として行う場合</p> <p>六 （略）</p>	<p>五 （新設）</p> <p>（投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の十一 法第四十一条の五ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への</p>
	<p>（投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の十一 法第四十一条の五ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への</p>

金銭又は有価証券の貸付け（信用取引に付随するものを除く。ハ、次号口及び第四号において同じ。）

口・ハ（略）

二・三（略）

四 金融サービス仲介業者である金融商品取引業者が、相手方

金融機関（金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務により顧客が締結する特定金融サービス契約（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。第十八条の四の十五第五項において同じ。）の相手方をいう。第十六条の十三第五号において同じ。）が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介を行う場合

五 前各号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

（投資運用業に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）

第十六条の十三 法第四十二条の六ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が次に掲げる行為を行う場合

金銭又は有価証券の貸付け（信用取引に付随するものを除く。ハ及び次号口において同じ。）

口・ハ（略）

二・三（略）

（新設）

四 前三号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

（投資運用業に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）

第十六条の十三 法第四十二条の六ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が次に掲げる行為を行う場合

イ 法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への  
金銭又は有価証券の貸付け（信用取引に付随するものを除  
く。口、次号口及び第五号において同じ。）

イ 法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への  
金銭又は有価証券の貸付け（信用取引に付随するものを除  
く。口及び次号口において同じ。）

口 （略）

三・四 （略）

五 金融サービス仲介業者である金融商品取引業者が、相手方

金融機関が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧  
客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介を行う場合

六 （略）

（金融商品仲介業者に関する読み替え）

第十八条の三 法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者  
若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十  
六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十  
五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する  
場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第  
六十六条の二十五の規定による技術的読み替えは、次の表のとお  
りとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句
（略）	（略）
（略）	（略）

五 （略）

（新設）

（金融商品仲介業者に関する読み替え）

第十八条の三 法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者  
若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十  
六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十  
五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する  
場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第  
六十六条の二十五の規定による技術的読み替えは、次の表のとお  
りとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句
（略）	（略）
（略）	（略）



第一項の規定により	務	による登録事務	又は第二項の規定による登録事務	第一項の規定による登録事務	十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による登録の届出に係る登録の変更、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による登録の取消しを除く。) 又は前条	定による登録、第六十四条の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。) 又は前条
金融商品仲介業者	事務	定する登録に関する事務	第六十六条の二十五において準用する登録事務	の外務員に係る第六十四条、第六十四条の二及び前三条に規定する登録に関する事務	十六条の二十五において準用する第六十四条の五の規定による登録事務	十六条の二十五において準用する第六十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による登録の変更、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による登録の取消しを除く。) 又は前条

第一項の規定により	十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による登録の届出に係る登録の変更、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による登録の取消しを除く。) 又は前条	定による登録、第六十四条の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。) 又は前条
金融商品仲介業者	十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による登録の届出に係る登録の変更、第六十六条の二十五において準用する第六十四条の四の規定による登録の取消しを除く。) 又は前条	定による登録、第六十四条の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。) 又は前条

登録事務を行う協会 に所属する金融商品 取引業者等	第六十四条の五第一項 第一号	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項 第一号

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の十五 (略)

2 (4) (略)

5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲

登録事務を行う協会 に所属する金融商品 取引業者等	第六十四条の五第一項 第一号	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項 第一号

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の十五 (略)

2 (4) (略)

5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲

げる大臣をいう。

者 金融サービス仲介業	(略)	資産流動化法第二条 第三項に規定する特定目的会社、資産流動化法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人及び資産流動化法第二百二十四条に規定する原委託者	資産対応証券（資產流動化法第二条第十一条に規定する資産対応証券をいう。）の募集等（資産流動化法第二百七条に規定する募集等をいう。）若しくは募集等の取扱い又は受益証券（資産流動化法第二百八条第一項に規定する受益証券をいう。）の募集等（資産流動化法第二百八十六条第一項に規定する募集等をいう。）	(略)
約の締結の媒介 特定金融サービス契	(略)	資産流動化法第二条 第三項に規定する特定目的会社、資産流動化法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人及び資産流動化法第二百二十四条に規定する原委託者	資産対応証券（資產流動化法第二条第十一条に規定する資産対応証券をいう。）の募集等（資産流動化法第二百七条に規定する募集等をいう。）若しくは募集等の取扱い又は受益証券（資産流動化法第二百八条第一項に規定する受益証券をいう。）の募集等（資産流動化法第二百八十六条第一項に規定する募集等をいう。）	(略)

げる大臣をいう。

(新設)	(略)	資産流動化法第二条 第三項に規定する特定目的会社、資産流動化法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人及び資産流動化法第二百二十四条に規定する原委託者	資産対応証券（資產流動化法第二条第十一条に規定する資産対応証券をいう。）の募集等（資産流動化法第二百七条に規定する募集等をいう。）若しくは募集等の取扱い又は受益証券（資産流動化法第二百八条第一項に規定する受益証券をいう。）の募集等（資産流動化法第二百八十六条第一項に規定する募集等をいう。）	(略)
(新設)	(略)	資産流動化法第二条 第三項に規定する特定目的会社、資産流動化法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人及び資産流動化法第二百二十四条に規定する原委託者	資産対応証券（資產流動化法第二条第十一条に規定する資産対応証券をいう。）の募集等（資産流動化法第二百七条に規定する募集等をいう。）若しくは募集等の取扱い又は受益証券（資産流動化法第二百八条第一項に規定する受益証券をいう。）の募集等（資産流動化法第二百八十六条第一項に規定する募集等をいう。）	(略)
(新設)				

(略)  
(略)  
(略)

(名称の使用制限の適用除外)

第十九条の九 法第百五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～十  
(略)

十一 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十一～十四  
(略)

(略)  
(略)  
(略)

(名称の使用制限の適用除外)

第十九条の九 法第百五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～十  
(略)

(新設)

十一～十三  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（継続的取引の基本となる契約書の範囲）</p> <p>第二十六条 法別表第一第七号の定義の欄に規定する政令で定める契約書は、次に掲げる契約書とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 代理店契約書、業務委託契約書その他名称のいかんを問わず、売買に関する業務、金融機関の業務、保険契約の締結の代理若しくは媒介の業務又は株式の発行若しくは名義書換えの事務を継続して委託するため作成される契約書で、委託される業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるもの</p> <p>三～五 （略）</p>	<p>（継続的取引の基本となる契約書の範囲）</p> <p>第二十六条 法別表第一第七号の定義の欄に規定する政令で定める契約書は、次に掲げる契約書とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 代理店契約書、業務委託契約書その他名称のいかんを問わず、売買に関する業務、金融機関の業務、保険募集の業務又は株式の発行若しくは名義書換えの事務を継続して委託するため作成される契約書で、委託される業務又は事務の範囲又は対価の支払方法を定めるもの</p> <p>三～五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第十条の四 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第七項において準用する銀行法（第一号から第十一号までにおいて「銀行法」という。）第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者をいい、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。以下この条及び第十三条の七において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>第十条の四 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第七項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者をいい、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。以下この条及び第十三条の七において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官があつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が</p>

号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十一 (略)

2〇5 (略)

一〇十一 (略)

2〇5 (略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第十三条の八 法第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 (略)

十一 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十二〇十四 (略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第十三条の八 法第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 (略)

(新設)

十一〇十三 (略)

別表第一（第五条、第五条の二関係） 一〇三（略）	改正案	現行
<p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十      二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条      第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項      において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第      一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同      項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定      する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う      同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法      第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決      滉等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二      条第十八条に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サー      ビスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八      条第二項の規定により銀行法第二条第十八条に規定する電子      決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（金融サ</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十      二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条      第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項      において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第      一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同      項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定      する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う      同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法      第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決      滉等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二      条第十八条に規定する電子決済等代行業者をいい。以下同じ      。）が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定      する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定      する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役</p>		

務の提供

サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第四十二号において同じ。)を含む。以下同じ。)が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五〇四十一 (略)

四一二 金融サービス仲介業者が行う金融サービスの提供に関する法律第十二条第八項に規定する金融サービス仲介業務に

係る役務の提供及び同条第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十二項に規定する役務の提供

四十三 (略)

四十四 五十一 (略)

四十二 (略)  
四十三 削除  
四十四 五十一 (略)

五〇四十一 (略)  
(新設)

改 正 案

（外国法人等である電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読み替え）

第十六条の十三 電子決済等代行業者（法第二条第十八条項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。第十七条の五において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第五十二条の六十一の三十の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。

		現 行	
		改 正 案	
		現 行	改 正 案
読み替える法 の規定	読み替えられる字句	読み替える法 の規定	読み替えられる字句
第五十二条の 六十一の三第 二項第一号	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）
第五十二条の 六十一の三第 二項第二号	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）
第五十二条の 六十一の三第 二項第一号	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）	（略） （略） （略）

三項	第五十二条の六第	第六十一の六第	第五十二条の六第	
書類		事項		
定により電子決済等 第十八条第二項の規 の提供に関する法律	書類（金融サービス）	に規定する事項） 。第三項において同 じ。）にあつては、 同法第十八条第三項	事項（金融サービス の提供に関する法律 の規定により電子決 済等代行業者とみな される金融サービス 仲介業者（同法第十 一条第六項（定義） に規定する金融サー ビス仲介業者をいう 。第三項において同 じ。）にあつては、 同法第十八条第三項	（新設） 有する場合に限る。
（新設）				
（新設）				
（新設）				（新設） 有する場合に限る。



十一 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案

（名称の使用制限の適用除外）

第六条の五の二 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 （略）

十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

一一〇十四 （略）

現行

（名称の使用制限の適用除外）

第六条の五の二 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 （略）

（新設）

一一〇十三 （略）

改正案	現行
<p>（信用協同組合電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）</p> <p>第五条の九 法第六条の五の十第一項において準用する銀行法（次条（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）、第五条の十一（同条の表を除く。）及び第九条において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（外国法人等である信用協同組合電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）</p> <p>第五条の十二 信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八条に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十二条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第九条第一項から第三項までにおいて同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読み替えは、次の表の</p>	<p>（信用協同組合電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）</p> <p>第五条の九 法第六条の五の十第一項において準用する銀行法（次条（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）、第五条の十一（同条の表を除く。）、第五条の十二及び第九条において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（外国法人等である信用協同組合電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）</p> <p>第五条の十二 信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいい。）を含む。第九条第一項から第三項までにおいて同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読み替えは、次の表の</p>

む。第九条第一項から第三項までにおいて同じ。)が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。

(略)	読み替える法 第六条の五の 十第一項にお いて準用する 銀行法の規定	読み替えられる字句
(略)		読み替えられる字句
(略)		読み替えられる字句

とおりとする。

(略)	読み替える銀 行法の規定	読み替えられる字句
(略)		読み替えられる字句
(略)		読み替えられる字句

改正案	現行
<p>（労働金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）</p> <p>第七条の二の三 法第九十四条第五項において準用する銀行法（次条（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）、第七条の二の五（同条の表を除く。）及び第十条の三において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号亦に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（労働金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）</p> <p>第七条の二の三 法第九十四条第五項において準用する銀行法（次条（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）、第七条の二の五（同条の表を除く。）第七条の二の六及び第十条の三において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号亦に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>（外国法人等である労働金庫電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）</p> <p>第七条の二の六 労働金庫電子決済等代行業者（法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八条に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十二条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第十</p>	<p>（外国法人等である労働金庫電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）</p> <p>第七条の二の六 労働金庫電子決済等代行業者（法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第十条の三において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての銀行法第五十二条の六十一の三十九条の二の三において規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>十の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。</p>

条の三において同じ。)が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十四条第五項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 (略)

十一 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

一二〇十四 (略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 (略)

(新設)

一二一十三 (略)

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える銀行	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

十四 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）

改 正 案

（名称の使用制限の適用除外）

第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 （略）

十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

一二〇十四 （略）

現 行

（名称の使用制限の適用除外）

第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 （略）

十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

一二〇十三 （略）

改 正 案	現 行
（法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等） 第四条 法第三十五条の四第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。	（法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等） 第四条 法第三十五条の四第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。
一九十七 （略）	一九十七 （略）
十八 顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第三条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対する説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下の号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務	十八 顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対する説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下の号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業
十九 （略）	十九 （略）
2 業務	2 業務

十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>一一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>一二〇十四 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>一一〇十三 （新設）</p> <p>一二〇十三 （略）</p>

## 改正案

## 現行

（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）

第二十四条の六の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第一百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第一百六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八条項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第二十八条の三において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第一百十七条第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法 第一百十七条第 一項において 準用する銀行	読み替えられる字句
	読み替える字句

（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）

第二十四条の六の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第一百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第一百六条第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第二十八条の三において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第一百十七条第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法 第一百十七条第 一項において 準用する銀行	読み替えられる字句
	読み替える字句

	法の規定
(略)	(略)
	(略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第二十四条の九 法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第百二十二条第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 (略)

十一 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

一二〇十四 (略)

	法の規定
(略)	(略)
	(略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第二十四条の九 法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第百二十二条第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 (略)

(新設)

一一〇十三 (略)

改 正 案	現 行
<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二百三十七号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第一百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油</p>	<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二百三十七号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第一百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油</p>

濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第一百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第百九十五号）、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会が行う國家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第百九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財

濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第一百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第百九十五号）、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、國家公務員共済組合及び國家公務員共済組合連合会が行う國家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第百九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財

産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第二百二十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第七百七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る）

産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第百七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融

資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項第一号並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第二百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第二百六十一条第一項第十四号並びに第二百二十五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第二百八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第二百四十五条の三第三号、第二百四十五条の三第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条の九、第二百七十七条第三号並びに附則第十六条第一項、第十七

二項第一号、法人税法施行令第百四十五条の三第三号、第百四十五条の九、第百七十七条第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成果業に關する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成果業に關する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第一百六十一条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第一百八十四条第二項、第二百五十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第二項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第百四十五条

条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百四条の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第一百六十一条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第一百八十四条第二項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第一百四十五条の三第三号、第二百二十五条の九及び第一百七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令

条の三第三号、第一百四十五条の九及び第一百七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三项（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

（名称の使用制限の適用除外）

第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 （略）

十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

一二一〇十四 （略）

（保険契約の申込みの撤回等ができない場合）

第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める

第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

（名称の使用制限の適用除外）

第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十 （略）

（新設）

一一一〇十三 （略）

（保険契約の申込みの撤回等ができない場合）

第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社等、外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条における特定保険募集人をいう。第四十九条第一項及び第三項において同じ。）、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する保険仲立人又は金融サービスの提供に関する法律第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者（同条第三項に規定する保険媒介業務を行う者に限る。）（以下この条において「保険業者」と総称する。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをした

場合は、次に掲げる場合とする。

場合

二・三

申込者等が、保険契約に係る保険料又はこれに相当する金銭の払込みを保険業者の預金又は貯金の口座への振込みにより行つた場合（当該保険契約の相手方である保険業者若しくは当該保険契約の締結の代理若しくは媒介を行つた保険業者又はこれらの役員若しくは使用人に依頼して行つた場合を除

二・三

四 申込者等が、保険契約に係る保険料又はこれに相当する金銭の払込みを保険業者の預金又は貯金の口座への振込みにより行つた場合（当該保険契約の相手方である保険業者若しくは当該保険契約に係る保険募集を行つた保険業者又はこれららの役員若しくは使用人に依頼して行つた場合を除く。）

五  
八

(略)

五  
八

(略)

十九 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）

		附 則	改 正 案	
読み替える銀行 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	現 行
				<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六を除く。）の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
				<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法（第三十二条、第四十条、第四十一条（第四号を除く。）、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第五十七条の六、第五十七条の七第一項、第五十九条第一項及び第六十五条（第一号及び第六号を除く。）を除く。）の規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法（第十三条の四、第二十六条第二項、第五十二条の十四第一項、第五十二条の四十五の二、第五十三条第一項第八号及び第五十七条の六を除く。）の規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

第十六条の二 第二項第一号	第十六条の二 第一項第十三号	(略)	第十六条の二 第一項	(略)
銀行又は前項第二号から第十号まで	前各号及び次号	(略)	次に掲げる会社（第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号、第十一号から第十二号の二まで又は第十三号に掲げる会社（国内の会社に限る。）	(略)
特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第	第一号、第二号の二から第四号の二まで、第六号及び第十一号から第十二号の二まで	(略)	第一号、第二号の二から第四号まで、第六号、第十一号から第十二号の二まで又は第十三号に掲げる会社（国内の会社に限る。）	(略)

第十六条の二 第二項第一号	第十六条の二 第一項第十三号	(略)	第十六条の二 第一項	(略)
銀行又は前項第二号から第十号まで	前各号及び次号	(略)	次に掲げる会社（第一号、第二号の二から第四号まで、第六号、第十一号から第十二号の二まで又は第十三号に掲げる会社（国内の会社に限る。）	(略)
特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第	第一号、第二号の二から第四号まで、第六号及び第十一号から第十二号の二まで	(略)	第一号、第二号の二から第四号まで、第六号、第十一号から第十二号の二まで又は第十三号に掲げる会社（国内の会社に限る。）	(略)

第十六条の二 第七項	(略)		

百十八号。以下「再編強化法」という。

（）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号の二まで若しくは第六号

（）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号の二まで若しくは第六号

（）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号の二まで若しくは第六号

（）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号の二まで若しくは第六号

第十六条の二 第七項	(略)		

百十八号。以下「再編強化法」という。

（）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号の二まで若しくは第六号

（）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号の二まで若しくは第六号

（）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号の二まで若しくは第六号

（）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号の二まで若しくは第六号

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）	（略）	（略）	（略）	（略）
第十四条 法附則第三十三条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。		（略）	（略）	（略）
一〇十九 十九の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律）	（略）	（略）	（略）	（略）

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）	（略）	（略）	（略）	（略）
第十四条 法附則第三十三条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。		（略）	（略）	（略）
一〇十九 （新設）	（略）	（略）	（略）	（略）

第一百一号)

二十九六十六 (略)

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える法令の規定	読み替えられる字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
更生特例法第五百十三条第二項	預金等	預金等 (貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)	預金等 (貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)	預金等 (貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)	預金等 (貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)

二十九六十六 (略)

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える法令の規定	読み替えられる字句
(新設)	(略)	(新設)	(略)	(新設)	(略)
更生特例法第五百十三条第二項	預金等	預金等 (貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)	預金等 (貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)	預金等 (貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)	預金等 (貯金保険法第百十一条において準用する貯金保険法第六十九条の三第一項に規定する支払対象貯金等をいう。次項において同じ。)

金融サービスの		
銀行法その他政令で		
再編強化法附則第二		する法律（平成八年法律第百十八号。）及び第十七条第一項において「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る同項に規定する特定承継会社の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

(新設)
(新設)
(新設)

(略)	金融サービスの提供に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号)第十六条第十四号	銀行法施行令第四項	（略）	提供に関する法律第十七条第一項
(略)	の認可	銀行主要株主	(略)	定める法律
(略)	(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)の認可	農林中央金庫	(略)	十七条第二号
(略)	(新設)	銀行法施行令第四項	(略)	
(略)	(新設)	銀行主要株主	(略)	
(略)	(新設)	農林中央金庫	(略)	

(運営管理業務の委託) 改正案	(運営管理業務の委託) 現行
<p>第七条 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第十条第二項各号に掲げる事項（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十四条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。</p>	<p>第七条 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第九条第二項各号に掲げる事項（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十三条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。</p>
<p>2 事業主は、法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、併せて、企業型年金加入者等に対する資産の運用に関する資料の提供、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言その他運営管理業務の実施に必要な事務を、当該確定拠出年金運営管理機関（同条第二項の規定により当該確定拠出年金運営管理機関から再委託を受けた確定拠出年金運営管</p>	<p>2 事業主は、法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、併せて、企業型年金加入者等に対する資産の運用に関する資料の提供、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言その他運営管理業務の実施に必要な事務を、当該確定拠出年金運営管理機関（法第七条第二項の規定により当該確定拠出年金運営管理機関から再委託を受けた確定拠出年金運営管</p>

関を含む。)に委託することができる。

(運用関連運営管理機関の損害賠償責任)

第十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務（法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務をいう。以下同じ。）を行う確定拠出年金運営管理機関は、法第二十三条第一項の規定により運用の方法を選定し、企業型年金加入者等に提示するときは、あらかじめ、事業主との間で次に掲げる内容の契約を締結しなければならない。

一 確定拠出年金運営管理機関は、法第二十四条の規定による情報（金融サービスの提供に関する法律第四条第一項に規定する重要事項に相当するものに限る。次号において「重要情報」という。）の提供をしなかつたときは、これによつて生じた企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者の損害を賠償する責めに任ずるものとすること。

二 （略）  
2 （略）

(運営管理業務の委託)

第三十一条 （略）

2 連合会は、確定拠出年金運営管理機関から前項の規定による申出があつた場合は、当該確定拠出年金運営管理機関に当該運

理機関を含む。)に委託することができる。

(運用関連運営管理機関の損害賠償責任)

第十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務（法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務をいう。以下同じ。）を行う確定拠出年金運営管理機関は、法第二十三条第一項の規定により運用の方法を選定し、企業型年金加入者等に提示するときは、あらかじめ、事業主との間で次に掲げる内容の契約を締結しなければならない。

一 確定拠出年金運営管理機関は、法第二十四条の規定による情報（金融商品の販売等に関する法律第三条第一項に規定する重要事項に相当するものに限る。次号において「重要情報」という。）の提供をしなかつたときは、これによつて生じた企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者の損害を賠償する責めに任ずるものとすること。

二 （略）  
2 （略）

(運営管理業務の委託)

第三十一条 （略）

2 連合会は、確定拠出年金運営管理機関から前項の規定による申出があつた場合は、当該確定拠出年金運営管理機関に当該運

當管理業務を委託しなければならない。ただし、当該確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務の委託を受けようとする確定拠出年金運営管理機関については、個人型年金加入者等に対する確定拠出年金運営管理機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針を定めず、又は当該勧誘方針を金融サービスの提供に関する法律施行令第十四条に定める方法により公表していない者であるとき。

三　（略）

3・4　（略）

（登録の拒否に係る法律）

第四十八条　法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十

當管理業務を委託しなければならない。ただし、当該確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　（略）

二　運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務の委託を受けようとする確定拠出年金運営管理機関については、個人型年金加入者等に対する確定拠出年金運営管理機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針を定めず、又は当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令第十三条に定める方法により公表していない者であるとき。

三　（略）

3・4　（略）

（登録の拒否に係る法律）

第四十八条　法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十

三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）、国民年金法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）とする。

#### （金融庁長官の権限の委任）

第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）、国民年金法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）とする。

#### （金融庁長官の権限の委任）

第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇十六 (略)

十七 資産の流動化に関する法律第二百八条第一項に規定する特定譲渡人又は同法第二百二十四条に規定する原委託者（前各号、次号及び第十九号に掲げる者を除く。）本店又は主たる事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地

十八 (略)

十九 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。）主たる営業所又は事務所の所在地

2  
2  
7 (略)

一〇十六 (略)

十七 資産の流動化に関する法律第二百八条第一項に規定する特定譲渡人又は同法第二百二十四条に規定する原委託者（前各号及び次号に掲げる者を除く。）本店又は主たる事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地

十八 (略)

(新設)

2  
2  
7 (略)

## 改正案

現行

（外国法人等である農林中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読み替え）

第五十四条 外国法人又は外国に住所を有する個人である法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第十八条に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法 第九十五条の 五の十第一項 において準用 する銀行法の	読み替えられる字句
--	-----------

（外国法人等である農林中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読み替え）

第五十四条 外国法人又は外国に住所を有する個人である法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（法第九十五条の五の九第六項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる同条第一項に規定する電子決済等代行業者を含む。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法 第九十五条の 五の十第一項 において準用 する銀行法の	読み替えられる字句
--	-----------

		規定
	(略)	(略)
十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規 定による指定	（新設）	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五十六条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。
十三・十四	（略）	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五十六条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。
十一	（略）	（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外） 第五十六条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

改正案	現行
<p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等）</p> <p>第十六条 金融庁長官は、法第四十四条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p>	<p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等）</p> <p>第十六条 金融庁長官は、法第四十四条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p>
2 （略）	2 （略）

二十三 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）

改正案	現行
<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次とおりとする。</p> <p>一〇十五 （略）</p> <p>一六 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）</p>	<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次とおりとする。</p> <p>一〇十五 （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>一二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>一三・十四 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>一二・十三 （略）</p>

二十四 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）

改正案	現行
公益通報者保護法別表第八号の法律は、次のとおりとする。	公益通報者保護法別表第八号の法律は、次のとおりとする。
一～三百六十八 （略）	一～三百六十八 （略）
三百六十九 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）	三百六十九～三百七十六 （略）
三百七十七～三百七十六 （略）	三百六十九～三百七十五 （略）
（削る）	三百七十六 削除
三百七十七～四百五十七 （略）	三百七十七～四百五十七 （略）

二十五 消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）

改正案

現行

（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）

第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～三十五 （略）

三十六 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）

三十七～四十二 （略）

（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）

第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～三十五 （略）

三十六 削除

三十七～四十二 （略）

<p>改 正 案</p> <p>（主務大臣の監督）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>256 （略）</p>	<p>現 行</p> <p>（主務大臣の監督）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>256 （略）</p>
<p>7 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第六十条の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第六十条の三十二第五項の規定により当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八条に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。</p>	<p>7 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第六十条の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第六十条の三十二第五項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長（当該所在地にあつては「主たる営業所等」という。）の所在地にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。</p>

該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

一九十一 (略)

8  
•  
9  
(略)

一九十一 (略)  
8  
•  
9  
(略)

改正案	現行
<p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等）</p> <p>第二十条 金融庁長官は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る商品又は役務の取引並びに金融登録金融機関が行う同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る商品又は役務の取引並びに金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第四項に規定する有価証券等仲介業務に係る商品又は役務の取引に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p>	<p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等）</p> <p>第二十条 金融庁長官は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る商品又は役務の取引並びに金融登録金融機関が行う同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る商品又は役務の取引並びに金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第四項に規定する有価証券等仲介業務に係る商品又は役務の取引に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p>
2 （略）	2 （略）

二十八 無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>一一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>一二〇十四 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>一一〇十三 （新設）</p> <p>一二〇十三 （略）</p>

改 正 案

現 行

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十号亦に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇十 （略）

十一 法人が金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十五号並びに第二十一条第十一号及び第十五号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。第二十七号並びに第二十一条第十一号及び第二十七号において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

一〇十 （新設）

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十号亦に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇十 （略）

十一 法人が金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十五号並びに第二十一条第十一号及び第十五号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。第二十七号並びに第二十一条第十一号及び第二十七号において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十一 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提

供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十三・十四 （略）

（削る）

十二・十三 （略）

十四 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは同法第五十二条の三十六第一項と同種類の認可若しくは許可を取り消され、又は当該認可若しくは許可の更新を拒否された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日から五年を経過しない者

三号から第五号までを除く。) の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十六 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録(当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日)から五年を経過しない者

十七～二十六 (略)

二十七 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項(一)

第二号を除く。)の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十八 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に

(新設)

十五～二十四 (略)

(新設)

二十五 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の

関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者)

第二十一条 法第六十六条第二項第四号亦に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇十 (略)

十一 法人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第三号から第五号までを除く。)の規定により同法第十

二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十二 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の

規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者)

第二十一条 法第六十六条第二項第四号亦に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇十 (略)

(新設)

十一 法人が法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第一号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号におい

行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とし、更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とする。以下この号において同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

十三・十四（略）

（削る）

十二・十三（略）

十四 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは同法第五十二条の三十六第一項と同種類の認可若しくは許可を取り消され、又は当該認可若しくは許可の更新を拒否された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

（新設）

十五 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第

三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十六 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協

（新設）

同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

十七一二十六　（略）

二十七　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

十五一二十四　（略）  
（新設）

二十八　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十五　法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(名称の使用制限の適用除外)

第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～十一 (略)

十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十三・十四 (略)

(名称の使用制限の適用除外)

第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～十一 (略)

(新設)

十二・十三 (略)

三十 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）

改 正 案

現 行

第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一～三十六 （略）

第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一～三十六 （略）  
(新設)

三十七 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第八十五条第四号（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪

三十八～四十八 （略）

三十七～四十七 （略）

三十一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）

改 正 案	現 行
<p>（各議院審査等に準ずる手続）</p> <p>第三十四条 法第三十六条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十条第一項（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十三号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による提供及び同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十四号に掲げる場合において行われる手続とする。</p>	<p>（各議院審査等に準ずる手続）</p> <p>第三十四条 法第三十六条の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十条第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十三号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条第一項の規定による届出、同条第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三条第一項又は第十四条第一項の規定による提供及び同法第十三条第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十四号に掲げる場合において行われる手続とする。</p>

別表（第二十五条、第三十四条関係）

別表（第二十五条、第三十四条関係）

一〇三 (略)

四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第百八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第二百八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第二百九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十条第一項（金融サービスの提供に関する法律第二百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

五〇二十六 (略)

一〇三 (略)

四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第百八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第二百八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第二百九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十条第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

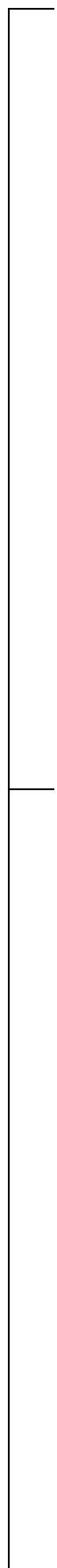
五〇二十六 (略)

三十二 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十二号）

改正案	現行
<p>（法第六十五条第六項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）第六十五条第六項第一号（法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三十七 （略）</p> <p>三十八 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）</p> <p>三十九～四十四 （略）</p>	<p>（法第六十五条第六項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「法」という。）第六十五条第六項第一号（法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇三十七 （略）</p> <p>三十八～四十三 （新設）</p>

三十三 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）

別表第三（第四条関係）	改 正 案	現 行
別表第三（第四条関係）		
一・二 （略）	一・二 （略）	一・二 （略）
三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第百八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第百八十七条第一項の規定による处分にあつては、同法第百九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十条第一項（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第二十二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われる場合	三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第百八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第百八十七条第一項の規定による处分にあつては、同法第百九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十条第一項（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われる場合	四〇十七 （略）
四〇十七 （略）		



三十四 刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）

改正案	現行
刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪は、第一号から第五十号までに掲げる法律の罪又は第五十一号に掲げる罪とする。	刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪は、第一号から第四十九号までに掲げる法律の罪又は第五十号に掲げる罪とする。
一〇三十七（略）	一〇三十七（略）
三十八 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）	三十八 金融サービスの提供に関する法律（新設）
三十九（五十一）（略）	三十八（五十）（略）

改 正 案	現 行
（免許等の欠格事由に係る罪）	（免許等の欠格事由に係る罪）
第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。	第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。
一～三十 （略）	一～三十 （略）
三十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第九十五条第一項の罪	三十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第三十二条～四十五）（略）
三十二～四十五 （略）	三十一～四十四 （略）
2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。	2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。
一～三十二 （略）	一～三十二 （略）
三十三 金融サービスの提供に関する法律第四章の罪	三十三～四十五 （新設）
三十四～四十六 （略）	三十三～四十五 （略）
四十七 前項第四十五号に掲げる罪	四十六 前項第四十四号に掲げる罪

(総合政策局の所掌事務)	現行 改正案
第三条 (略)	(総合政策局の所掌事務)
2 前項第三十四号及び第三十五号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。	2 前項第三十四号及び第三十五号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。
一 第五条第一項第一号イからサまでに掲げる者	一 第五条第一項第一号イからテまでに掲げる者
二・三 (略)	二・三 (略)
3 (略)	(企画市場局の所掌事務)
第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。	(企画市場局の所掌事務)
一 (略)	一 (略)
二 法第四条第一項第三号イからキまでに掲げる者（第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。	二 法第四条第一項第三号イからアまでに掲げる者（第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。
三・十九 (略)	三・十九 (略)
2 (略)	(監督局の所掌事務)
第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。	(監督局の所掌事務)
第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。	(監督局の所掌事務)

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イヽテ (略)

ア 金融サービス仲介業を行う者

サ 認定金融サービス仲介業協会

二ヽ十三 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからヨまで、ウからノまで及びクからテまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第一号タからナまで、ムオ、ア及びサに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ラに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局、企画市場局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イヽテ (略)

(新設)

二ヽ十三 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからヨまで、ウからノまで及びクからテまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第一号タからナまで、ム及びオに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ラに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局、企画市場局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一ヽ二十八 (略)

二十九 金融サービス仲介業に関する制度の企画及び立案に関すること。

三十一ヽ三十四 (略)

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一ヽ二十八 (略)

(新設)

二十九ヽ三十三 (略)

2 前項の場合において、同項第十八号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関すること。

イ～ヨ (略)

タ 金融サービス仲介業を行う者  
レ 認定金融サービス仲介業協会

七～十四 (略)

2 前項の場合において、同項第六号イ、ロ及びニからヨまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及び第十三号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第六号ハ、タ及びレに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

2 前項の場合において、同項第十八号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第二十九号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については他の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関すること。

イ～ヨ (略)

(新設)

七～十四 (略)

2 前項の場合において、同項第六号イ、ロ及びニからヨまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及び第十三号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第六号ハ、タ及びレに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

三十七 金融庁設置法第四条第一項第三号ヶに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）

改 正 案

現 行

金融庁設置法第四条第一項第三号ヶの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一～十二 （略）

金融庁設置法第四条第一項第三号ヶの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一～十二 （略）

金融サ－ビスの提供に関する法律（平成十二年法律第二百一  
号）第五十一条第一項の規定による指定を受けた者

十四～十六 （略）

（新設）

十三～十五 （略）